第十条第一項中「返還した額」の下に「、法第七十六条の二の規定に基づき支払を受ける損害賠償金」を加え、「第七十八条」を「第七十八条第一項から第三項まで」に改め、「徴収した額」の下に「（同条第一項から第三項までの規定によりその徴収する額又は返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収した場合にあつては、当該徴収した額を除く。）」を加える。

第十二条中「第三項」の下に「並びに第八条第二項及び第三項」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十九第二項中「第五十四条の二第四項」の下に「及び第五十五条第二項」を加える。

別表第一生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の項中「第三項」の下に「並びに第八条第二項及び第三項」を加える。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の七第一項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活保護法

第二十五条の十二第一項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活保護法

第二十七条の十一第一項中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活保護法

第二十七条の十八中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　生活保護法

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第十九号中「第四項並びに第四十九条」を「第五項」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第五条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第十一号中「「第四十九条」を「及び第四十九条の二第一項から第三項まで」に、「その例」を「これらの規定の例」に、「「同条」を「同法第四十九条中」に、「第四十九条」と、」を「第四十九条中」と、」に改め、同条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　生活保護法

第三十五条の五中第二十四号を第二十五号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　生活保護法

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第三十五条の二中第二十一号を第二十二号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　生活保護法

第三十五条の四中第二十四号を第二十五号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　生活保護法

（独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正）

第八条　独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令（平成十二年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の項を削る。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第九条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第七号中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項中「の字句で同表の中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に改め、同項の表生活保護法第四十九条の項を削る。

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第六号中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項中「の字句で同表の中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に改め、同項の表生活保護法第四十九条及び第五十四条の二第一項の項を削る。

（独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正）

第十一条　独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項中「の字句で同表の中欄に掲げるもの」を「同表の中欄に掲げる字句」に改め、同項の表中「生活保護法第四十九条」を削る。

（独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令の一部改正）

第十二条　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第四号中「。次項の表において同じ」を削り、同条第二項の表生活保護法第四十九条及び第五十四条の二第一項の項を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第十三条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　生活保護法

第二十六条第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　生活保護法

第二十六条の十中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　生活保護法